

# 税の申告が始まります

平成21年度の市・道民税の申告受付が、2月16日から始まります。

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されることから、平成21年度市・道民税は、平成20年の収入に対して課税されることとなります。

申告忘れや誤った申告で、不利益を受けることのないよう必要な書類をあらかじめ用意しましょう。

根室市役所税務課課税担当

TEL(23)6111番 内線2152・2153

2月16日(月)～3月16日(月)

【2月16日から市役所ロビーに申告会場を開設】

市では、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けします。

開設日時は、2月16日(月)から3月16日(月)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)の午前9時から午後5時までです。

【市・道民税を申告しなければならぬ方】

平成21年1月1日現在、根室市に住所がある方は、原則として申告しなければなりません。

ただし、次の方は申告の必要はありません。

① 所得税の確定申告を行った方。

② 平成20年中の所得が、給与または年金のみで年末調整を行った方。ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は申告が必要となります。

【申告に必要なもの】

申告には、次のものが必要

となります。

① 印鑑

② 収入を証明するもの

・源泉徴収票または支払者の証明書

・保険の満期金の収入を証明するもの

・個人事業主の方は収入と経費を証明するもの

③ 控除を証明するもの

・生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料などの課税所得控除証明書

・社会保険料(国民健康保険、介護保険など)の領収書

・社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書

・医療費控除を行なう方は医療費に係る領収書

※領収書の日付は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までのものが対象になります。

【医療費控除を受けられる方】

医療費控除は、10万円を超えた額(ただし、合計所得金額が200万円以下の方は合計所

得金額の5%を超えた額)が控除になります。

なお、医療費を補てんする給付金などが支払われている場合は、その部分は控除の対象となりませんのでご注意ください。

【その他のお知らせ】

○寄附金税制が大幅に拡充されました

住民税の寄附金控除が、所得控除方式から税額控除方式となり、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられるなど大幅に拡充されました。

また、控除の対象となる寄附金に、社会福祉法人等に対する寄附金が追加されました。

平成20年1月1日以降に支出した寄附金から対象となりますが、控除の適用を受けるためには、所得税の確定申告または市町村に住民税の申告をすることが必要となります。

詳しくは、平成21年1月1日現在の住所地の市町村にお問い合わせください。

○平成21年10月支給分の公的年金等から、住民税を天引きする(特別徴収)制度が開始されます

平成21年4月1日に満65歳以上の方で、前年中に公的年金等の支払いを受けており、介護保険料が年金から天引き